

令和7年度 愛媛県ノーリフティングケア普及啓発事業 推進事業所 募集要領

1 目 的

要介護高齢者の自立度を考慮した適切な福祉用具・機器の活用と身体の機能・構造に即した介護技術を実践し、介護従事者が、腰痛など職業に起因する健康上の不安なく働くことができる職場環境づくりを進めることによって、要介護者及び介護従事者双方の負担軽減とケアの質の向上を図り、介護従事者の離職防止や介護人材の安定的確保に資することを目的とする。

2 実施主体

愛媛県（事務受託団体：社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会〔以下「県社協」という。〕）

3 応募対象・推進事業所

愛媛県内の「介護保険法に基づく介護サービス事業所」等を対象に公募し、推進事業所を3か所程度選出する。

4 応募方法

別添【申請①】応募申請書（両面3枚）及び【申請②】同意書（片面1枚）を作成のうえ、
7月18日（金）までに県社協へ郵送で提出する。

5 事業内容

（1）推進事業所の募集

県社協は、愛媛県内の介護サービス事業所等に周知し、広く募集を行う。

事業実施を希望する事業所は、【申請①】応募申請書 及び【申請②】同意書を県社協に提出する。

（2）推進事業所の選考

県社協は、応募の中から推進事業所の選考を行う。

※県社協は、応募事業所に対して選考結果を速やかに文書で通知する。

=====以下、指定を受けた推進事業所が、取組み・参加等を行う=====

（3）労働安全衛生管理ワークフローに基づいた取組み（8月）

指推進事業所は、別添1「労働安全衛生管理ワークフロー」にある作業を開始する。

（4）伴走支援説明会（8月29日（金））

県社協は、推進事業所のリーダー等に対して事業内容や提出書類の説明、今後の取組み等に関する説明を行う。この説明会の後、各事業所で導入前職員アンケートを実施するとともに導入計画等を作成し、それらに基づいて福祉用具・機器の導入を行う。

※福祉用具・機器、介護ロボットの導入（購入又はレンタル）にかかる経費は、各事業所の負担となる。

※福祉用具・機器、介護ロボットの導入にあたっては、講師が各事業所の状況に応じた助言を行う。

（5）アドバイス研修（9月）

県社協は、協力事業所（過去に本事業を修了した先駆的取組み事業所）等において、推進事業所のリーダー等を集めて、各事業所が作成した書類の精査を行うとともに、導入した（予定の）福祉用具・機器の使用等に関する研修を開催する。

推進事業所は、同研修での精査結果等を踏まえ、実施計画書を作成する。

(6) 個別研修①(10～11月)

県社協は推進事業所(3か所程度)において、職員を対象とした「ケアに対する共通認識の醸成と福祉用具の使い方等に関する研修」を開催する。

(7) 個別研修②(11～12月)

県社協は推進事業所(3か所程度)において、職員を対象とした「トータルセーフティケアに欠かせない姿勢の見方等に関する研修」を開催する。

(8) 個別研修③(12～1月)

県社協は推進事業所(3か所程度)において、職員を対象とした「ポジショニング(姿勢の整え方)等に関する研修」を開催する。また、研修の中で、事業所でのケアの浸透状況等を確認・検証するとともに、課題整理を行う機会を設ける。

(9) 普及啓発セミナー(2月)

推進事業所のリーダー及び関係者が一堂に会し、本事業による成果や課題、今後の方策について意見交換を行う。

6 指導講師等

(1) 介護実技普及指導員(介護福祉士、理学療法士等)

(2) 先駆的にノーリフティングケアに取り組んでいる事業所のリーダー等

7 推進事業所の選考にかかる評価項目

(1) 実施計画の妥当性

①ノーリフティングケアの実施体制、マネジメント方法は妥当か。

②福祉用具・機器の導入予定内容は妥当か。

③利用者及びその家族へのアセスメントは、適切に行われる計画となっているか。

(2) 目標達成の可能性

①現在の課題を把握できているか。

②目標設定は具体的か。

③目標と実施計画の親和性は高いか。

(3) 将来性・モデル適性

①モデル事業終了後も事業所全体で継続して取り組む体制・意欲はあるか。

②PDCAサイクルによって業務の改善・効率化が図れるか。

③将来的に、他の事業所の模範となりうるか。

8 応募先(本事業事務局)

愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 長寿推進課(担当:河野・森田・野本)

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階

TEL 089-921-5140 / FAX 089-921-3398

Eメール chouju@ehime-shakyo.or.jp